

(R5. 5. 19)

島根県土木総務課建設産業対策室 高橋・奥村

TEL:0852-22-6429 FAX:0852-22-5782

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(有) 三島工業所 知事 第 6 1 8 9 号	三島 輝久	島根県松江市八雲町日 吉 2 8 2 - 1 4	令和 5 年 5 月 2 0 日から 令和 5 年 6 月 2 日まで (2 週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(有) 三島工業所は、島根県松江県土整備事務所が発注した「令和 3 年度 復旧治山事業 (別上 1 工区外) 溪間工事」において、元請負人として工事に携わった。令和 5 年 2 月 1 4 日、木柵工の盛土作業中に、堰堤の天端にコンパネを敷設して一時的に資機材を仮置きしていた場所にランマを移動させた際に、コンパネが不安定な場所に足を掛けたため、約 1. 5 m の高さから盛土法面へ転落し、負傷 (右橈骨遠位端骨折) する事故を発生させた。

松江労働基準監督署は同社に対し、作業場内に労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持していないとして、労働安全衛生法第 2 3 条に違反するとして、令和 5 年 3 月 3 日に是正勧告を行った。

4. 指名停止措置理由等

(有) 三島工業所が、松江労働基準監督署からは是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第 1 第 7 号に該当する。

なお、指名停止措置期間は 2 週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、 1 ヶ月以上)